

制度改訂(2025.4.1 実施)に関する Q&A

(項目一覧)

1. 全体的な概要に関するもの。

- ① どうして今、制度改訂をすることになったのですか？
- ② 新制度はいつから始まりますか？
- ③ 新制度は現行制度と何が変わりますか？
- ④ 新制度になると掛金は上がりますか？
- ⑤ 新制度になると退職手当金額は増えますか？
- ⑥ 共済制度の加入に年齢制限はありますか？
- ⑦ 経過措置とはどのような措置ですか？
- ⑧ 何年間加入すれば納めた掛金（事業主分+職員分）が退職手当金として戻ってきますか？
- ⑨ 加入期間が短期間（10年未満）では、納付した総額が退職金として戻らないのですか？
- ⑩ 制度改定後は、現在退職した場合の退職金のシミュレーションを見ることができますか？
- ⑪ 現状では、加入期間に応じた支給率を退職年度の掛金基準給与額にかければよいので、個人でも簡単に試算ができますが、掛金の累計額を新支給率にかけるとなると、掛金の累計額が加入職員個人では把握できないので、退職金の試算がわかりにくいと思うのですが、どうしたらわかりますか？
- ⑫ 今までのように、退職金の試算を問い合わせると退職金額を教えてもらえますか？
- ⑬ 来年の3月末までに退職した場合と、来年の4月以降に退職した場合に退職金がどれくらい変わるかを知りたいのですが、どうすればよいですか？
- ⑭ 経過措置の期間に退職した場合は、特別な手続きなしで自動的に退職手当金が高い計算で支給されるということですか？
- ⑮ 給与から退職金の掛金を納付することで、手取りの給与が減ってしまうのですが…。
- ⑯ 企業型 DC や iDeCo と比較してどのようなメリットがありますか？
- ⑰ 退職金制度に加入するメリットはなんですか？

2. 最高年齢制の廃止に関するもの

- ⑱ そもそも「最高年齢制」は、最初からあったのですか？あったとすれば、この制度を作った意図は何だったのですか？
- ⑲ 今さら、また掛金を納め始めるとのことですが、なにかそれでメリットはあるのですか？
- ⑳ 最高年齢制で、今は確定した退職金額に1%の優遇利息が毎年ついていますが、これはどうなりますか？

- ⑳ 現在 65 歳で掛金を納付していません。令和 7 年 4 月 1 日以降、掛金はまた新たに納付するのですか？
- ㉑ 令和 7 年 3 月 31 日で定年退職し 4 月 1 日以降再雇用となる場合、3 月末日をもって一旦退職をし、4 月から再加入したほうが良いのか、退職金を請求しないで加入し続けた方がいいのか、どちらが有利になりますか。
- ㉒ 65 歳以上の職員はこれまでの在籍期間が、新制度での掛金加入期間に累計されるということですか？
- ㉓ 65 歳以上の最高年齢対象者は、制度改訂の際に脱退することができますか？

3. 事務手続きに関するもの

- ㉔ 新制度で提出書類等は何か変更になりますか？
- ㉕ 加入期間 1 年未満ですが退職手当金の請求をする必要がありますか？
- ㉖ 休職中ですがこの期間は退職手当金に含まれますか？
- ㉗ 掛金納付の年齢制限がなくなるとのことですが、今後どのような事務手続き（届出等）が必要になりますか？

4. その他

- ㉘ 掛金率を上げずに退職金を増やすとなると財政状況は厳しくなりませんか？

(個別 Q&A)

1. 全体的な概要に関するもの。

Q①：どうして今、制度改訂をすることになったのですか？

A：(1) 加入者の働き方の変化に対応した制度にするため

加入者の短期退職（加入期間1年～5年）が7割を超えているなかで、現行制度では掛金（事業主負担分＋職員負担分）が退職金に反映されるまで14年かかる制度設計になっていました。新制度では、この期間を10年に短縮することで、加入者の多様な働き方に対応します。

(2) 公平性を確保するため

現行制度では、退職手当金と掛金累計額に関係性がありません。

退職時の本俸額を退職手当金の計算基礎としているため、加入期間と退職時の本俸額が同じ場合、納めた掛金額の多少に関わりなく退職手当金は同額となるからです。

新制度では、掛金累計額を計算の基礎とし、加入期間が同じであれば、掛金をより多く納めた方がより多く退職手当金を頂けるという制度にすることで公平性を確保します。

(補足)

A：共済制度が発足して50年を経過し、制度内容が足元の社会・経済情勢と食い違ってきていることから、今回見直しを行ったものです。

具体的には、一つは、退職金の支給方法の透明性にあります。財団の退職金計算方法は、制度発足当初より加入者の退職時の「給与の月額」により計算してきましたが、①福祉施設の業態やその法人の人事対応などにより金額に大きく違いが出る場合があること、②掛金として納付した総額が退職金として支給されるのに約14年ほど期間がかかることやその期間も不透明であったことから、契約施設からも見直しの必要を求める声が出てきました。

また、「65歳最高年齢制」は、制度発足当初はこの制度はありませんでしたが、発足後10年を経た時点で見直しがあり、当時は共済の財政状態が厳しい状況にあり、65歳を超えた長期勤務者の退職者が増えた場合、退職金の支払い原資に不足が生じるなど財政運営に不安があったことから、掛金率の引き上げなどの対策に合わせて、昭和57年4月1日より導入されたものです。

満65歳になった時点で継続勤務する加入者は退職手当金が確定しその後掛金の納付はなくなりますが、確定した退職金が増減するものではないことから、対象者の資産保全の意味もあって、当時の金融機関の1年定期預金の金利相当分を付利することとしました。

しかし現在（制度見直し作業スタート時）の金利情勢は、「日銀のゼロ金利政策」下であり、金融機関の1年物定期預金の金利も当時の優遇金利1%と大きくかけ離れている状況でした。社会通念上かけ離れた金利を付与することによって共済財政も圧迫する結果にもなることから、働き方改革と定年延長の社会情勢に対応することも含め、県の担当部署からもこの点についての修正を求められていたものです。

以上のような事情を前提としつつ、財団の財政状態が比較的良好になってきたこともあって、共済制度全体の魅力度アップによる加入者の定着促進のための制度改訂を、このタイミングで実施することとしたものです。

Q②：新制度はいつから始まりますか？

A：令和7（2025）年4月1日以降に退職した場合に適用となります。

- ・令和7年3月31日までに退職した方（令和7年3月31日を含みます。）は現行制度での退職手当金を支給します。
- ・令和7年4月1日以降に退職した方は新制度での退職手当金を支給します。

Q③：新制度は現行制度と何が変わりますか？

A：①退職手当金の計算方法が変わります。

（現行制度）退職した年度の掛金基準給与月額×加入期間に応じた（現行）支給率

（新制度） 掛金累計額（事業主分+職員分）×加入期間に応じた（新）支給率

新制度では掛金累計額（加入月から退職月までに納付した掛金総額）に対して（新）支給率を乗じることになります。

例）事業主分掛金累計額	600,000円
職員分掛金累計額	400,000円
掛金累計額	1,000,000円
退職手当金額	1,000,000円（掛金累計額）×（新）支給率

②支給率を変更します（別表）

③加入期間の算定方法が変わります。

現行制度では、端数月が6か月以上で加入年数を切り上げ、6か月未満で加入年数を切り捨てとしましたが、新制度では加入期間は1ヵ月単位になります。

④最高年齢者制度を見直します。

現行制度では、加入者が65歳に達した年月日をもって退職手当金を確定し退職手当金確定額に対して年1%の加算金を加算しています。また、65歳に達した翌月分から掛金は納付する必要がありません。

新制度では、65歳以上の方も年齢に関わりなく退職月まで掛金を納付していただき加入月から退職月まで退職手当金の計算期間に参入します。結果として掛金累計額が増え退職金の額は増えます。

Q④：新制度になると掛金は上がりますか？

A：掛金率を上げないことを制度改定の前提としています。今回の制度改訂により事業主・加入者の負担が増えることはありません。

基準給与月額 × 55/1000

{内訳 共済契約者（事業主）29/1000：加入者（職員）26/1000}

Q⑤：新制度になると退職手当金額は増えますか？

A：新制度では、加入月から退職月まで納付した掛金累計額に対して新支給率を乗じ、退職手当金額を計算します。

新支給率では加入期間10年で1.00と設定していますので、10年で掛金累計額相当額を給付します。

よって、加入期間10年以上であれば試算上多くの方は増えます。(10年で加入者本人が負担した額の2倍超になる計算です。)

ただし、10年未満で退職される方や、10年以上の方であっても場合によっては減るケースもあるため、新制度になることで不利益にならないよう、5年間の経過措置を設けます。

Q⑥：共済制度の加入に年齢制限はありますか？

A：新制度では、最高年齢者制度を廃止しますので年齢制限はありません。いくつになられても加入できます。

Q⑦：経過措置とはどのような措置ですか？

A：5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）、下記の(A) (B) どちらか多い金額を退職手当金とすることです。

(A) 退職した年度の掛金基準給与月額×加入期間に応じた支給率 = 退職手当金
(令和6年度掛金基準給与額) × (令和7年3月31日現在の加入期間での改正前支給率)

(B) 掛金累計額 × 加入期間に応じた新支給率 = 退職手当金
(退職時の事業主分+職員分) × (令和7年4月施行の新制度支給率)

(A) と (B) どちらか多い金額が退職手当金となります。

※経過措置期間は5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）とします。

Q⑧：何年間加入すれば納めた掛金（事業主分+職員分）が退職手当金として戻ってきますか？

A：加入期間10年で掛金累計額が受け取れるよう支給率を設定してありますので、計算上10年間加入していただくと納めた掛金（事業主分+職員分）が戻ります。

加入者にとっては、納付した額の2倍超になる計算です。

Q⑨：加入期間が短期間（10年未満）では、納付した総額が退職金として戻らないのですか？

A：加入期間が10年に満たない場合、制度設計上、事業主が納めた掛金累計額は全額戻らない計算です。しかし、職員が納めた掛金額以上の退職手当金になります。加入者にとって不利益になることはありません。

Q⑩：制度改定後は、現在退職した場合の退職金のシミュレーションを見ることができますか？

A：まず勤務されている施設の共済担当の方にお尋ねください。共済財団としても、概算が把握できるような示し方を検討してまいります。その際には、財団のホームページやしおり等でご案内したいと考えております。

Q⑪：現状では、加入期間に応じた支給率を退職年度の掛金基準給与額にかければよいので、個人でも簡単に試算ができますが、掛金の累計額を新支給率にかけるとなると、掛金の累計額が加入職員個人では把握できないので、退職金の試算がわかりにくいと思うのですが。

A：まず勤務されている施設の共済担当の方にお尋ねください。共済財団としても、概算が把握できるような示し方を検討してまいります。その際には、財団のホームページやしおり等でご案内したいと考えております。

Q⑫：今までのように、退職金の試算を問い合わせると退職金額を教えてもらえますか？

A：まず勤務されている施設の共済担当の方にお尋ねください。共済財団としても、概算が把握できるような示し方を検討してまいります。その際には、財団のホームページやしおり等でご案内したいと考えております。

Q⑬：来年の3月末までに退職した場合と、来年の4月以降に退職した場合に退職金がどれくらい変わるかを知りたいのですが、どうすればよいですか？

A：加入者の加入状況により変わってくると思われますので、まず勤務されている施設の共済担当の方にお尋ねください。

Q⑭：経過措置の期間に退職した場合は、特別な手続きなしで自動的に退職手当金が高い計算で支給されるということですか？

A：退職共済財団で支給額が高い方を計算して支給いたします。

Q⑮：給与から退職金の掛金を納付することで、手取りの給与が減ってしまうのですが・・・。

A：（※給与から所得税と社会保険料を差引いてから掛金を納める手続きとなっているため）
一時的には給与の減少にはなりますが、退職金制度とは給与の一部を有利に積立てるようなものであり、長く務めるほど退職手当金は増加し、まとまった額で受け取ることができます。退職時に受け取る退職手当金は長年の勤労に対するものであることから、退職所得控除による課税の軽減など、税務上の優遇措置を受けることもできます。

Q⑯：企業型DCやiDeCoと比較してどのようなメリットがありますか？

A：加入者が積み立てた掛け金は、大手信託銀行を通して適切に運用され、共済財団の良好な資産状況を背景に、安全な資産と見なされます。また、当共済は確定給付型の退職金制度ですので、DC（確定拠出型退職金制度）などのように、加入者自身が資産運用面で煩わされることはありません。

企業型 DC の場合、受取りが原則 60 歳以上になるのに対して、当共済の制度は退職時に受取るため、様々なライフステージに役立てることが可能です。また、今後は今までの制度よりも加入期間 1 年以上の全期間で退職手当金受取額がほぼ増額となり、勤続年数 10 年以上でご本人の掛金の 2 倍以上になります。長く勤務することでさらにメリットが大きくなり、加入者としては有利な退職金を受け取ることができることとなります。

Q⑰：退職金制度に加入するメリットはなんですか？

A：月々給料から控除されていた住民税や社会保険料などは、退職後にご自分で支払わなければなりません。退職金は、次の勤務先が見つかるまでのつなぎ資金にもなります。また、将来老後の生活資金として役立ちます。加えて、収入が退職所得扱いになるため税負担が軽減される等のメリットがあります。

2. 最高年齢達齢者（最高年齢制の廃止）に関するもの。

Q⑱：そもそも「最高年齢制」は、最初からあったのですか？あったとすれば、この制度を作った意図は何だったのですか？

A：昭和 56（1981）年度に制度発足 10 年を迎え、一層の健全財政を確立するため調査等を行いその調査結果を基に制度の見直しの一つとして、「最高年齢制」を昭和 57（1982）年 4 月 1 日に導入しました。

（補足）

A：制度発足当初はこの制度はありませんでした。発足後 10 年を経た時点で見直しがあり、共済の財政が厳しい状況にあって、65 歳を超えた長期勤務者の退職者が増えた場合、退職金の支払い原資に不足が生じるなど不安があったことから、掛金率の引き上げなどの対策に合わせて、昭和 57 年 4 月 1 日より導入されたものです。満 65 歳になった時点で継続勤務する加入者は退職手当金が確定し、掛金の納付はなくなりますが、その後の勤務で確定した退職金の額が増減するものではないことから、対象者の資産保全の意味もあって、当時の金融機関の 1 年定期預金の金利相当分を付利することとしたものです。

しかし現在（制度見直し作業スタート時）の金利情勢は、「日銀のゼロ金利政策」下であり、金融機関の 1 年物定期預金の金利も当時の優遇金利 1 % と大きくかけ離れている状況でした。社会通念上かけ離れた金利を付与することによって共済財政も圧迫する結果にもなることから、働き方改革や定年延長の社会情勢に対応することも含め、県の担当部署からもこの点についても修正を求められたものです。

Q⑲：今さら、また掛金を納め始めるとのことだが、なにかそれでメリットはあるのですか？

A：掛金を再び納入して頂くことで掛金累計額が増えます。

新制度では、掛金累計額を退職手当金計算の基礎としているため退職手当金は増加します。

改めて、掛金の積立がスタートするとお考え下さい。

満 65 歳で確定した退職金は、制度スタート前日（令和 7 年 3 月 31 日）付けで、旧制度の金利で計算し所定の付利計算をしたうえで、改めて確定することになります。新たにスタートした掛金についても、退職までの期間に応じた掛金累計に新支給率をかけて退職金が計算されますので、退職時には“7 年 3 月 31 日に確定した退職金” + “新制度で納付した掛金累計額” に新支給率をかけて算出した金額で給付することとなります。

新たに納付する掛金は、既に確定した退職金に上乘せする形になります。上乘せ分は新たに始めた積立て貯蓄のようなものとお考えいただきたいと思います。（追加掛金の運用としても、新支給率を乗じたものは、（金利情勢にもよりますが）市中の金融機関の預金より利回りとしては良いものと考えます。

Q⑳：最高年齢制で、今は確定した退職金額に 1%の優遇利息が毎年ついていますが、これはどうなりますか？

A：現行制度は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止となりますので、1%の利息は付きません。

Q㉑：現在 65 歳で掛金を納付していません。令和 7 年 4 月 1 日以降、掛金はまた新たに納付するのですか？

A：新制度以降、65 歳以上の方も掛金（事業主及び職員）を再び納付していただくこととなります。ただし、掛金累計額が増えるので退職手当金も増えます。

Q㉒：令和 7 年 3 月 31 日で定年退職し 4 月 1 日以降再雇用となる場合、3 月末日をもって一旦退職をし、4 月から再加入したほうが良いのか、退職金を請求しないで加入し続けた方がいいのか、どちらが有利になりますか。

A：試算上、新制度の退職金が現行制度の退職金額を概ね上回る見込みです。そのため退職金の請求をせずに 4 月以降も加入し続けた方が有利になる割合が高いと思われますが、具体的には勤務されている施設の共済担当の方にお尋ねください。

Q㉓：65 歳以上の職員はこれまでの在籍期間が、新制度での掛金加入期間に累計されるということですか？

A：令和 7 年 3 月 31 日以前の期間は通算されません。

令和 7 年 3 月 31 日付時点で、これまでの在籍期間の退職手当支払資金を確定いたします。令和 7 年 4 月 1 日以降は、新たな掛金に基づいて累計された退職手当金となります。

Q㉔：65 歳以上の最高年齢対象者は、制度改訂の際に脱退することができますか？

A：65 歳以上の加入者で最高年齢制により退職金が確定してしまった方について、新制度移行後改めて掛金を払い込むことについて、どうしても対応ができない状況があるとすれば、退職か脱退の手続きしかないと思われます。しかし、「脱退」の場合には“退職事由”ではないため受領した金額は「退職所得」とは認められず課税される為、手取り額に大きな差異が出ることがあると思われます。

3. 事務手続きに関するもの

Q⑫⑤：新制度で提出書類等は何か変更になりますか？

A：基本的に変更はありません。

ただし、約款改正（令和7年4月1日施行）により「被共済職員」を「加入者」に改正したため各様式の名称が一部変更します。

Q⑫⑥：加入期間1年未満ですが退職手当金の請求をする必要がありますか？

A：退職手当金の請求をしていただきます。

ただし、退職手当金額は職員の掛金累計額分の返戻になります。

Q⑫⑦：休職中ですがこの期間は退職手当金に含まれますか？

A：休職中は休職届（様式9）を提出することにより、その期間掛金（事業主、職員）が免除となります。よって、休職中の掛金未納期間は加入期間から除きます。

Q⑫⑧：掛金納付の年齢制限がなくなるとのことですが、今後どのような事務手続き（届出等）が必要になりますか？

（事務局から65歳に達した際に、施設へ最高年齢者確定通知書を送付している。）

A：現行制度中に65歳に到達している職員について、令和7年4月1日現在の状況を届けて頂くことを考えています。（以下、具体的記入例）

状況届の内容 令和7年4月1日現在在籍予定ですか

退職予定ですか（退職日 年 月 日）

在籍者には令和7年4月1日現在の掛金の基礎となる本俸額を記入

期日 令和7年3月中に該当者のいる施設宛に通知文を送付します。

記入のうえ、令和7年4月20日までに共済財団に返送してください。

その他一般職員についての事務処理は特に変更ありません。

4. その他

Q⑫⑨：掛金率を上げずに退職金を増やすとなると財政状況は厳しくなりませんか？

A：委託先金融機関である三菱UFJ信託銀行に財政検証を依頼したところ、新制度導入後も責任準備金（将来に向けての必要な給付額）に対し資産額が上回り支払いに問題ないとの検証結果を得ています。

